

告 示

埼玉県告示第二百六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

三島開発株式会社

二 事業施行期間

平成二十七年九月八日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島及び字堤外蔵主、大字中山字一楽の各一部

四 土地区画整理事業の名称

川越都市計画事業三島地区土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

平成二十七年九月八日

六 終了の認可の年月日

平成三十年三月二十三日